



リーガル コンパス

弁護士法人神戸シティ法律事務所
弁護士 中馬 康貴
(兵庫県弁護士会所属)



第140回 メールマガジン配信の法規制

1 特定電子メール法の概要

広告宣伝媒体として用いることが多いメールですが、メールマガジン等の広告宣伝メールを配信するにあたって注意が必要な法律があります。それが「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」です（以下「特定電子メール法」と言います）。

特定電子メール法は、広告宣伝のために送信される電子メール（SMSも含まれます）に適用があり、主な規制内容としては、①送信制限（オプトイン）、②同意を証する記録の保存義務、③メール上における一定事項の表示義務、④受信拒否通知を受けた場合の義務（オプトアウト）があります。

本稿では、ご質問をいただくことが多い①の規制についてご説明します。

2 本人からの同意取得が原則

「特定電子メール」は、受信者の「同意」を得ずに送信することが禁止されており（特定電子メール法第3項1項本文）、原則として受信者の同意が必要です（同法第3項1項1号）。

また、同意を取得するにあたっては、「分かりやすく」「明確に」しておく必要があります。具体的には、ウェブサイト上でメールアドレスを登録する際に、広告宣伝メールを送信する旨の記載があっても、それが極めて小さい文字で目立たない場所に記載されてあったり、長文にわたる約款や利用規約を膨大にスクロールしないと認識できないような場所

に記載されている場合等は、同意を取得したとは評価されません。

3 例外的に同意取得が不要な場合

もっとも、例外として、ア：名刺等の書面により自己のメールアドレスを通知した場合、イ：取引関係にある場合、及びウ：インターネットで自己の電子メールアドレスを公表している団体（又は営業を営む個人）である場合には、本人からの同意取得が不要とされています（同法第3項1項2号ないし4号）。なぜなら、これらの場合、本人はメールアドレスの提供先から広告宣伝メールが送付されることを容易に予見でき、受信を希望しない場合であっても受信拒否（オプトアウト）の手続を利用することができるからです。

4 特定商取引法との関係に注意

ただし、以上の例外は、あくまで「特定電子メール法」との関係であることに注意が必要です。特定商取引法にも同様の広告宣伝メール規制があり、また、上記アやイのような例外はありません。このため、送信される広告宣伝メールが通信販売のメール広告であり、B to Cの取引である場合には特定商取引法が適用されますので（特定商取引法第12条の3第1項本文）、たとえ名刺によりメールアドレスを取得していたり、過去に取引がある顧客との関係であっても、同意なしに広告宣伝メールを送信することは、特定商取引法上認められません。